

香芝市告示第264号

香芝市一般廃棄物処理業許可取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月26日

香芝市長 三橋和史

香芝市一般廃棄物処理業許可取扱要綱の一部を改正する要綱

香芝市一般廃棄物処理業許可取扱要綱（令和6年告示第130号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成11年規則第2号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業（<u>し尿及び浄化槽汚泥</u>に係るものを除く。以下同じ。）の許可基準等の細目及びこの業の許可を受けた者（以下「処理業者」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（許可申請の添付書類）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 納税証明書</p> <p>(3) <u>貸借対照表</u>（個人にあっては、確定申告書の写し）</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>（許可基準）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成11年規則第2号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業（<u>これらの業のうちし尿</u>に係るものを除く。以下同じ。）の許可基準等の細目及びこの業の許可を受けた者（以下「処理業者」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（許可申請の添付書類）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 納税証明書及び申告書の写し（法人にあっては納税証明書又は決算報告書）</p> <p>(3) <u>保険関係書類</u>（個人にあっては国民健康保険料納税証明書、法人にあっては社会保険加入関係書類等）</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) <u>運転免許証の写し</u></p> <p>(7) <u>業務を実施する場合の使用車両の運行図</u></p> <p>(8)～(11) [略]</p> <p>（許可基準）</p>

改 正 案	現 行
<p>第3条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>(3) 車両標識については、両側面に処理業者の氏名（法人にあっては、<u>名称</u>）を表示し、及びコンテナ車等市長が認める車両を除く車両の側面には香芝市が指定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物運搬業の許可を受けている旨を表示する標章を貼り付けること。この場合において、標章の作成に要する費用は、処理業者の負担とする。</p>	<p>(3) 車両標識については、両側面に処理業者の氏名（法人にあっては<u>名称</u>）を表示し、及び香芝市が指定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物運搬業の許可を受けている旨を表示する標章を貼り付けること。この場合において、標章の作成に要する費用は、処理業者の負担とする。</p>
<p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 業務を実施する場合の車両の走行経路については、<u>市長の指示に従うこと</u>。</p> <p>(7)～(13) [略]</p> <p>(許可の取消し及び停止)</p>	<p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 業務を実施する場合の車両の走行経路については、<u>事前に市長の承認を得ること</u>。</p> <p>(7)～(13) [略]</p> <p>(許可の取消し及び停止)</p>
<p>第7条 [略]</p> <p>(1) 香芝市内（積卸許可にあっては、<u>王寺町内</u>）以外の一般廃棄物を香芝市の処理施設に搬入したとき。</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(実地調査)</p>	<p>第7条 [略]</p> <p>(1) 香芝市内（積卸許可にあっては<u>王寺町内</u>）以外の一般廃棄物を香芝市の処理施設に搬入したとき。</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(実地調査)</p>
<p>第9条 規則第9条第1項の実地調査は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>第9条 規則第9条第1項の実地調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

誓 約 書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

私は、この度、一般廃棄物収集運搬業の許可を申請するに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び関係省令並びに香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則等並びに許可条件を遵守し、迷惑を掛けることのないよう下記のとおり誓約します。

記

- 私は、一般廃棄物収集運搬業者として、その公共性を自覚し、適正な勤務の遂行に努めるとともに、貴市の指導に従い、市民に迷惑を掛けるようなことはしません。
- 業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合は、私の責任において解決します。
- 社会的条件等の変化により、自らの営業を維持することが困難となったときも、一切の補償を要求しません。
- 本誓約に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議はありません。

以 上

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。